

別表第2（第5条関係）

除却工事区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
建物	建物の除却工事費の額（その額が標準除却費のうちの除却工事費の額を超えるときは、当該除却工事費の額）に10分の8を乗じて得た額	補助対象経費の2分の1以内の額	50万円
建物に附属する工作物	建物に附属する工作物の除却工事費の額に10分の8を乗じて得た額		

備考

- 1 「標準除却費」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいう。
- 2 標準除却費は、この補助金の交付の決定をした時点における国土交通大臣が定める標準除却費を使用する。
- 3 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

■ 交付申請額の算出シート

建物	除却工事費 (a)		円	
	補助対象経費 (b)	$(a) \times 8/10$	円	
	延べ面積 (c)		m ²	
	国土交通大臣が定める標準除却費のうちの除却工事費	木造	m ² × 円 / m ² =	円
		鉄骨造	m ² × 円 / m ² =	円
		合計 (d)		円
	補助対象経費の限度額 (e)	$(d) \times 8/10$	円	
	限度額を考慮した補助対象経費 (f)	(b)と(e)の少ない方の額	円	
補助金額 (g)	$(f) \times 1/2$	円		
工作物	除却工事費 (h)		円	
	補助対象経費 (i)	$(h) \times 8/10$	円	
	補助金額 (j)	$(i) \times 1/2$	円	
補助金額の計 (k)		$(g) + (j)$	円	
交付申請額		(k)と500,000円の少ない方の額(1,000円未満切捨て)	円	

注) 変更申請の場合は、変更前の記載内容を上段に () 書きすること。